

市電争議

宣言

労働運動は労働者の人格的自覚に源を發し完全なる生存権の獲得を究極目的として進む。労働者は熾然なる運動権を有す。個々の労働團體の正しき運動を妨ぐる者あらんか、全労働者階級は一團となりて是を粉碎せざるべからず。今回、同志日本交通労働組合の敢行したる罷業は蓋し吾人の同感見解する處にして而も事實の故意に捏造せられ有産階級の批難の頻するに至りては吾人は斷乎として明白に是に反抗の意を表せざる能はず。

今日の労働争議の起因と經過とに於て是非は悉く東京市電氣局に在り。彼等は日本に於て都市社會生活の絶を示すべし嗜好の地位に在るに依らず徒らに舊式原始的の施設に終始し、低廉の賃銀と過長の時間制の下に電車従業員に向つて眞に過激なる超人的労働を要求す。而して電車従業員が熱烈なる人格的自覺を以て日本交通労働組合を設立するや、彼等は言を左右にして團體交渉権を拒否し更に是が破壊を試みんとす。其舊式の固陋の思想政策は殊として忿怒なる一資本家の態度に異ならず。而して市當局は去る二月の罷業以後主要條項を悉く拒絶したるのみならず、或は時間制の改善と稱して却て是を改悪し或は原始的なる共濟制を設けて一時を糊塗し徐々に陰險不公正の方針法を以て従業員の團結を破壊せんとす。斯くの如きは斷じて首都の公法機關を管理する者の態度に非ざるなり。

吾人は有産階級の有産階級の非難するが如く日本交通労働組合の同志が斷じて市民を敵とするに非ざることを確信す。かの罷業に先づて公表したる宣言の如き之を念慮として見る時は何等不審の内容を有するものにあらず。吾人は市民諸君が冷静なる批判的態度を以て争議の内容を仔細に研究せられんことを希望す。之と同時に公法機關なるが故に一切の労働條件改善運動を擁護せしむべきは我々の義務なり。